一　その支払を受ける者の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、第八十一条の三十七（金地金等の譲渡の対価の受領者が国内に住所を有しない場合の告知すべき居所地等）において準用する第八十一条（国内に住所を有しない者の告知すべき居所地等）に規定する場所）
二　その支払の確定した金地金等の譲渡の対価の額及びその確定した日
三　前号の金地金等の重量及び数
四　その支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定により届け出た納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所
五　その他参考となるべき事項

第九十一条中「別表第五(三十一)」を「別表第五(三十二)」に改める。

第九十四条の二第一項第五号中「又はその他の障害者」を「若しくはその他の障害者、租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦」に改める。

第九十六条第一項第三号中「同じ。）については」を「同じ。）が受託者である信託（租税特別措置法第四条の五第一項（特定寄附信託の利子所得の非課税）に規定する特定寄附信託（以下この項及び第三項において「特定寄附信託」という。）を除く。次号において同じ。）にあつては当該信託会社の」に、「受託者については」を「者が受託者である信託又は特定寄附信託にあつては」に、「前号の」を「その」に改め、同項第四号中「信託会社については」を「信託会社が受託者である信託にあつては」に、「受託者については」を「者が受託者である信託又は特定寄附信託にあつては」に、「第二号の」を「その」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　その信託が特定寄附信託である場合には、その旨及び次に掲げる事項
イ　当該特定寄附信託に係る特定寄附信託契約（租税特別措置法第四条の五第二項に規定する特定寄附信託契約をいう。）締結時の信託の元本の額
ロ　前年中に当該特定寄附信託の信託財産から支出した寄附金の額及び当該信託財産に帰せられる租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち前年中に寄附金として支出した金額並びにこれらの寄附金を支出した年月日
ハ　ロの寄附金を受領した法人又は法第七十八条第三項（寄附金控除）に規定する特定公益信託の受託者の名称及び所在地並びに当該特定公益信託の名称

第九十六条第三項を次のように改める。

3　その信託が次に掲げる場合に該当する場合には、その信託（その受益者等が居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者であるものに限る。）に係る第一項の計算書については、前項の規定は、適用しない。
一　特定寄附信託である場合
二　前項に規定する収益の額に租税特別措置法第八条の五第一項第二号から第四号まで（確定申告を要しない配当所得）に掲げる配当等が含まれる場合

第九十七条の四を次のように改める。

（支払調書等の提出の特例）

第九十七条の四　法第二百二十八条の四第一項（支払調書等の提出の特例）に規定する財務省令で定めるところにより算出した数は、同項に規定する調書等（以下この項及び次項において「調書等」という。）の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間にその者が提出すべきであつた当該調書等の枚数を別表第五(一)から別表第九(二)までの表ごとに計算した数とする。

2　調書等を提出すべき者が法第二百二十八条の四第一項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項（次項において「記載事項」という。）を同条第一項に規定する税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条（事前届出）の規定の例による。

3　法第二百二十八条の四第一項第一号に規定する財務省令で定める方法は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項（電子情報処理組織による申請等）の定めるところにより記載事項を送信する方法とする。

4　法第二百二十八条の四第一項第二号に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

5　令第三百五十五条第一項（支払調書等の提出の特例）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　令第三百五十五条第一項に規定する申請書の提出をする者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
二　法第二百二十八条の四第二項の承認を受けようとする旨
三　法第二百二十八条の四第一項第二号に規定する光ディスク等の種類
四　法第二百二十八条の四第一項第二号に規定する光ディスク等の規格
五　その他参考となるべき事項

別表第三(三)の表の備考5中「第29条の3第1項」を「第29条の4第1項」に改める。
別表第三(四)の表及び同表の備考6中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改める。
別表第四(一)の表の備考3(7)中「第3項後段又は」を「第5項後段又は」に改める。
別表第五(一)の表の備考2(7)中「第5条の2第3項後段」を「第5条の2第5項後段」に改める。
別表第五(七)の表を次のように改める。

別表第五（十二）

平成　年分　生命保険契約等の年金の支払調書

支払を受ける者	住所又は居所				
	氏名				
年金の種類	年金の支払金額	年金の支払金額に対応する保険料又は掛金額	差引金額	源泉徴収税額	
	千　円	千　円	千　円	千　円	
契約者	住所（居所）又は所在地		氏名又は名称		
相続等生命保険年金に該当	年金の支払開始日	残存期間年数	支払開始日年齢	支払期間年数	保証期間年数
	年・月・日	年	歳	年	年
	支払総額又は支払総額見込額	支払総額等のうちに保険料又は掛金額の占める割合	年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額		
	千　円	%	千　円		
（摘要）					
支払者	所在地				
	名称	（電話）			

（用紙　日本工業規格　A6）